原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、 日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための 予備知識をお伝えしていくコーナーです。

弁護士は、弁護士法という法律で、基本的人 権の擁護や社会正義の実現などを使命として課 せられています。また弁護士職務基本規程によ り倫理と行為規範が細かく定められています。 そうであるからこそ、弁護士は、法律の専門家 として紛争の対処方法や予防についてアドバイ スをし、委任を受けて裁判などの手続の代理人 になることができるのです。弁護士ではない人 は、このような業務を行うことができません(法 務大臣の認定を受けた司法書士はこの例外です。 ただし、司法書士も140万円を超える事件を取 り扱うことはできません)。

> 例えばどういった相談 や依頼ができますか。

面にわたります。

ことができます。 あります。 理人として交渉することで、 示金額が変わってくることも の代理を弁護士に依頼する どの際の保険会社との交 例として、 弁護士が代 交通事故 提

涉

相談はこちらまで

考えられます。

但し、

弁護士を

ブルや近隣トラブルの代理も

なりがちな親族間でのトラ

|事者間での

協

議が感情

させる方もいらっしゃるので、 立てることで逆に態度を硬化

そこは注意が必要です。

、遺言書などの重要な書

会の約款変更などの相談も考

類の作成の依頼や、

、会社や自治

- ■福島県弁護士会 原子力発電所 事故被害者救済支援センター Ttl 024 (533) 7770
 - *受付窓口 (平日10時~15時)
- ■震災法テラスダイヤル 00 0 1 2 0 (0 7 8 3 0 9)
 - *福島市·二本松市·双葉郡広野町 に相談できる事務所があります。 県外の法テラスも紹介してもらえ ます。

問產業·賠償対策課賠償支援係 © 0243 (62) 0167

いつかためになる

Vol.8 弁護士に依頼してみる・

井上 弁護士 航 産業・賠償対策課 主幹 (所属:第二東京弁護士会)

> か弁護士へ相談できない のですか。 訴えられたときだけし

行かない直接の話し合いの代 続ももちろんですが、裁判まで ンスなど、 理や法人内部のコンプライア せ ん。調停の手続やADR手 弁護 裁判手続 士の業務では 弁護士の業務は多方 の代理 はありま だけ が

相談できますか。 どこに行けば弁護士に

の相談、 左記の機関にご相談いただく がよいでしょう。それ以外 償に関する相談であれば、 原発事故による損 例えば交通事故や不動 転職・転校先での

未払い えられ な成果を上げた例もあるよう 入れに弁護士が同席し、 最近では、 もよりますが、 してもらうのも有効でしょう。 れます。 賃金の請求などに同席 学校との交渉や申し 相手との関 雇い主に対 、前向き 係に する

ので、 障がい者からの相談などにつ 業からの相談、 多くあります。 している弁護士会もあります いての特別の相談窓口を設置 窓口を設けている弁護士会も のご相談については別途相談 ローンなどの多重債務 また、 まずは、 クレジット・サラ金や 地元の弁護士会 子ども・高齢者・ 他にも、 中小企 (借金)

番号が きます。 す。 ウンページなどに連絡先電話 問題 県に最低一つはあり、 般法律相談をすることが などは、 掲載されているはずで 弁護士会は、 各地の弁護士会で 各都道府 通常はタ で

広報なみえ 2014.6.1